

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2018年7月16日(月)発行

No.288

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

市民の憩いの場「スナック」を守れ 「風営法」対策学習会を開催



＝ 風営法学習会の様子 ＝

7月9日(月)午後2時から、「風営法学習会」を開き、スナックを営む会員2人、商工新聞読者1人、会外から1名など全体で10名が参加しました。

名古屋北法律事務所の加藤悠史弁護士が風営法について解説、警察による通達の内容や国会による付帯決議、取締りや万が一、逮捕されてしまったときの対応について具体的に話していただきました。

4月に私服警察官の立ち入りを受けた当事者の皆さんは「店の外に呼び出され、3人の警官に取り囲まれ頭が真っ白になった」「誓約書を書かされて写真を撮られた」「横柄な物言いので腹がたった」など口々に話し、風営法の許可を取らなくては行けないのか、と不安を訴えていました。

弁護士からは「風営法で厳しいのは時間。風営法を取ることに

婦人部第7回総会 「私らしく生きるための 「エンディングノート」

名古屋北部民商婦人部は、7月8日(日)午前、第7回定期総会を開催し、部員17人と来賓2人の19人が参加しました。

柳澤会長、岡田市議より来賓挨拶をいただき、今年10月に開かれる全商連婦人部総会に向けて会員比6割の婦人部を目標としようという話し合いをしました。

第2部は「エンディングノート法律講座」と題して北法律事務所の長谷川弁護士にお話をいただきました。「自身の振り返りのため、家族へのラブレターとして生きている間のことや財産以外のことも、さまざま

な思いを綴ることができ、備忘録としても大活用できます」

「ただし、『遺言書』としては過大な期待はできません」と切り出し、長谷川弁護士が自身の父親を見送ったときの経験を交え語られました。

エンディングノートの中には「死ぬまでにしたいことリスト」が100項目あり「これはなかなか死ねないわ」と笑いも。

民法改正で配偶者保護が手厚くなったことや、遺言書の財産目録のパソコン作成が可能になったことなども教えていただきました。

その後、お弁当を食べながら

自己紹介。「エンディングノートも、もらえてとてもためになる学習会だった」と好評でした。

役員体制は次の通りです。

部長 前田香代子
副部長 加納トシエ・三浦章代
事務局 松原裕子
世話人 安斎茂登・安藤恵子
坪井みよ子・宮内淳子



＝ 婦人部総会の様子 ＝

西日本豪雨救援募金のお願い

7月6日からの豪雨で被災されたみなさんにお見舞い申し上げます。

今回の豪雨被害は西日本各地の広範囲に及び、被害は甚大です。

名古屋北部民商では、「救援募金」を呼び掛けています。民商事務所へ届けていただきますよう、会員、読者のみなさんのご協力をお願いします。

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

